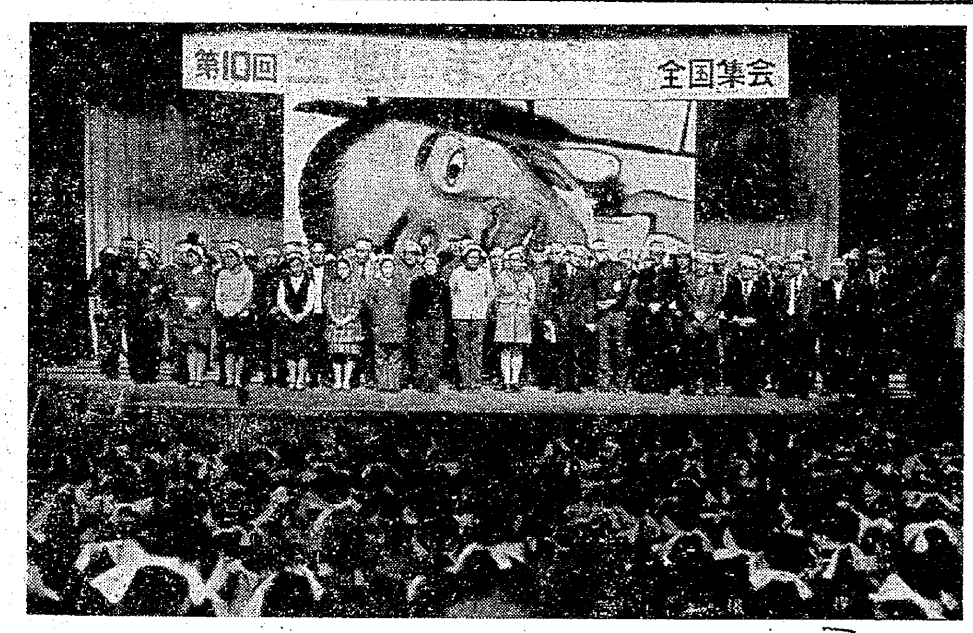

第10回三池に学ぶ会アピール

ことしの〝三池にまなぶ全国集会〟は十周年に当っていたというので参加者も多く、北は北海道から、南は沖縄県から、何と三百九十九人の若者たちが参加。全員三池労組員の家に宿泊、三泊四日にわたって組合員や主婦会員どの交流を積み重ね、最後の日の総括集会で「三池で学んだ教訓をもとに、三池の火を全国に広げ、搾取のない社会主義建設を目指す闘い」（アピールから）を、それぞれの産業・職場・地域で強めることを固く誓い合い、四日間の日程を終った。次は、その日の誓いの〝アピール〟である。

搾取なき社会建設へ

長期抵抗路線を皆のものに

〝三池の火を拡げよう〟という合言葉とともにはじまった「三池にまなぶ会」も、すでに十回を数えるにいたりました。思えば「三池にまなぶ会」運動が具体的日程にのぼったのは、一九六三年夏の第一回まなぶ読者大会のときでした。「三池の仲間と交流したい」という『まなぶ』の一読者の提案が、全体の確認となり、三池大爆発の傷跡もなまなましかった翌一九六四年二月、百三十七名の仲間が参加して、第一回全国集会をもちました。以来、年々参加者の数は増加の一途をたどり、今回は最大の参加者が全国から結集して、記念すべき第十回全国集会を開催しました。

閉会集会。参加者席と壇上を結んだ連帯。

「長期抵抗・統一路線をみんなのものに」というテーマを交流の基調にして、私たちは三池労組、主婦会のみなさんとの交流、あるいは分散討論集会のなかで実に多くのものをまなびました。

こんにち資本主義社会は、その根底からゆれ動き、矛盾が激化しています。経済矛盾の激化は、その集中的表現として、政治矛盾の激化をよびおこしています。資本主義社会の矛盾と動揺がはげしければはげしいほど、資本家階級は死物狂いで搾取を強め、資本主義の建てなおしをはかろうとするでしょう。資本主義社会がつづくかぎり、搾取も〝人殺し合理化〟も止むことはありません。こうした情勢のもとでは、なによりも科学的社会主義の思想と長期抵抗・統一路線にもとづいた運動の展開が必要だと思います。

私たちが三池からまなんだものは、きびしい差別と弾圧のなかで「団結・抵抗・統一」の合言葉のもとに、明るくたくましく闘いつづけている三池労働者の不屈の闘魂でした。労働者魂でした。家族ぐるみの抵抗の姿でした。長期抵抗・統一路線こそは、資本主義社会における階級闘争の基本路線であるということでした。そして、私たちが確認しあったものは、人間を人間として認めない資本主義を打ち倒さないかぎりは、人間性の解放はありえないということでした。

今日ほど、あらゆる差別と弾圧にもたじろがず、不屈の闘いをつづける三池の仲間にまなび、その闘いの中からつくりだされた「長期抵抗・統一路線」を、単なる言葉としてではなく、真に自からのものとして、身につけていくことが必要なときはありません。三池でまなんだこの教訓をもとに、私たち一人ひとりが三池の火をもやしつづけ、全国に燃えひろがらせ搾取のない社会主義社会の建設をめざして歩をすすめることを、ともにかたくちかいあおうではありませんか。

一九七三年二月一九日
第十回「三池にまなぶ会」全国集会

トルード記者が熱心に取材

こんどの〝三池まなぶ集会〟に際して、全ソ労働組合総評議会の機関紙〝トルード〟の東京支局長＝M・アブドウラフマノフさんが来年、熊大病院に重症のCO患者を見舞ったり、組合員の家庭を訪問したり、熱心に取材していた姿が特に目をひいた。

はたして、どんな記事がトルードに掲載されるか？

対政府要求はこれだ

——CO患者を守り闘うために

CO闘争は、九・二八CO患者に対する補償打ち切りを契機に再度火を噴くことになるが、炭労・三池労組がかねて政府に提出している要求は次の通りである。

一、昭和四十二年九月二十八日の三川鉱坑内火災、昭和三十九年三月八日の宮浦鉱の自然発火被災者の療養の打ち切りに当っては各被災者の実情に照らし、長期療養給付等その取り扱いを慎重に行なうこと。

二、アフターケアーの充実について

1、労働安全衛生法ならびに一酸化炭素中毒法にもとづく健康診断を的確に実施すること。また使用者に対しては健康診断実施についての行政指導を行なうこと。

2、CO被災者で治癒認定をうけた者の死亡が相次いでいるので、この際、CO被災者全員の精密検査を行なうこと。

3、アフターケアーの内容を充実させ、被災者の症状に即応して措置することができるようにし、精神的な面からも常に不安感をもつことのないように対処せよ。

4、就業時間中にアフターケアーをうける場合、本人の症状、その時の実情に照らして、これを三井資本が認めるよう行政指導をすること。

三、職能回復訓練の実施について

1、九・二八、宮浦自然発火の被災者で、治癒の取り扱いを受けた場合、希望者全員に対し、職能回復訓練を一年間実施せよ。また、訓練期間中の諸経費の現行五百五十円を増額せよ。

2、職能回復訓練の内容は、職場復帰を前提に充実させ、またその施設も人員に応じて拡充すること。

四、九・二八、宮浦の自然発火被災者に対し介護料を支給すること。現在、四十五人がすでに申請書を提出している。

五、九・二八、宮浦の自然発火被災者で治癒の認定を受けた際、すでに停年になっている者、さらに職能回復訓練期間中に停年になる者に対し、失業保険の適用を行なうこと。

六、昭和三十八年十一月九日のCO被災者が治癒認定をうけたが、体調悪く、休業治療等をしている者に対し、会社は機械的に就業規則を機能させ、休職、解雇を押しつけようとしている。労働省は、CO立法時の大臣発言（会議録）にもとづき、的確な行政指導を行ない、解雇させないこと。また、今後このおそれのある者についても同様とする。

七、CO被災者で職場に復帰している者のうち、各自の症状に対応した職場の確保または配転、本人の能力に応じた時間短縮など、三井資本に対して的確な行政指導を行なうこと。特に現在万田訓練所に入所している四十九人、職能回復訓練をうけている十九人に対しては、より的確に行政指導を行なうこと。

八、リハビリテーションの内容を充実、強化すること。

1、九大病院、久留米医大、熊大病院の三大学病院の入院患者、曙病院で治療中の患者に対してリハビリテーションを実施すること。また、その費用は国の責任において負担すること。

2、精神、神経の安定と知能の回復面の訓練をも取り入れ、患者各自の症状に適応した訓練を行なうこと。

3、訓練に必要な衣服、運動靴、帽子などを貸与し、また教材についても充実すること。

九、大牟田労災病院の建物は老朽化し不衛生なので早急に建てかえ、同時に、陳腐化している機械などもこの際新規にして内容を充実すること。また、寝台、寝具などについても取り替えること。

十、昭和三十八年十一月九日のCO被災者で治癒の認定をうけた者のうち、症状悪化のため再発認定申請をしている十四人に対し、これを早急に認めること。

十一、CO被災者で治癒認定をうけた後停年退職した者の取り扱いについて

1、CO被災者で停年退職になった者で、働く意思と能力はあるが、CO被災者であるがゆえに適職につけない者に対し、本人に適応する職業のあっせんを行なうこと。

2、CO被災者で停年退職になった者のうち、常時家族の監視、介護を要する者に対し、実状に即した措置を講ずること。

十二、労災就学援護資金をCO被災の長期療養給付者にも適用すること。

十三、その他

1、昭和三十八年十一月九日、宮浦自然発火、昭和四十二年九月二十八日の坑内火災、それぞれの被災者で治癒認定した者に対し、温泉治療を行なうこと。

2、すでに死亡している者で、職務上の取り扱いをめぐる不服審査請求をしている者の審査を早急に行なうこと。

×

右は炭労と三池労組の統一のもとに、政府（労働省）に対して提出している要求で、三井鉱山にも同様要求を提出している。これが当面私たちの要求である。

遺族の対会社要求事項

三井鉱山は遺族の苦しみにこたえよ

三川鉱炭じん大爆発は四百五十八人の労働者の命を犠牲にしたことは周知の通りだが、その遺族はその後筆舌に尽すことのできない苦しみをなめさせられてきた。

この苦しみを、いくらかでも軽くして暖くはげますことは、災害責任者の三井鉱山の当然の義務でもあるが、そんなことはかえり見ようともしない資本である。そのため三池労組がいま三井鉱山に要求している。内容は次の通りである。

一、弔慰・慰謝料を支払うこと。

二、待機手当（遺族で働けない病弱者への補償）は、月当り四万～四万五千円とすること。（現在はわずか一万五千～一万九千円にすぎない）

三、待機手当受給者以外の病弱者に対し、月当り四万～四万五千円を支給すること。（現在は三カ月で一万五千円）

四、テソニット、縫製の両工場に勤務する者への生活扶助手当は一日当り五百円とせよ。（現在は四百円）

五、両工場勤務者の月收（稼動賃金のみ）四万円以下の人については、四万円まで補償すること。（現在の遺族の日給は、縫製工場が千五十円、アソニット工場が千八十円と、驚くほどの低賃金）

六、両工場の労働条件中、次の項について改善するよう、三井鉱山として処置すること。

イ、家族手当を支給すること。（現在なし）

ロ、通勤手当の全額を支給せよ。（右同）

ハ、退職金を、勤続一年につき二万円支給せよ。

ニ、生理休暇、忌引休暇、災害休暇、転出休暇は有給休暇とし、日給百％支給せよ。（現在はなし）

七、高令者の補償は、工場勤務者の平均を補償すること。

八、盆、暮れ及び一一・九の命日には、それぞれ三万円を支給すること。（従来、盆・暮れに限り五千円ずつ。命日にはなかった）